

第1条による改正

瑞穂町職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第15条の2 略 (期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては <u>100分の13.75</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の113.75</u> を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 略	第1条から第15条の2 略 (期末手当) 第16条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては <u>100分の13.75</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の115</u> を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の113.75」とあるのは「100分の66.25」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の67.5」とする。
4及び5 略 第16条の2及び第16条の3 略 (勤勉手当) 第17条 略 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額(給料及びこれに対する	4及び5 略 第16条の2及び第16条の3 略 (勤勉手当) 第17条 略 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額(給料及びこれに対する

る地域手当の月額の合計額をいう。以下の項において同じ。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の18.75、12月に支給する場合においては100分の118.75を乗じて得た額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の118.75、12月に支給する場合においては100分の118.75」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の58.75、12月に支給する場合においては100分の58.75」とする。

4及び5 略

第18条から第23条 略

別表第1 略

別表第2 略

別表第3及び別表第4 略

附 則

(施行期日等)

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(号給の切替え)

る地域手当の月額の合計額をいう。以下の項において同じ。)に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、その支給する勤勉手当の額の総額は、職員がその基準日現在において受けるべき勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の17.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の117.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の57.5、12月に支給する場合においては100分の57.5」とする。

4及び5 略

第18条から第23条 略

別表第1 略

別表第2 略

別表第3及び別表第4 略

3 第2条の規定による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例別表第1に掲げる給料表(一)の適用について、令和8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日における職務の級が4級である職員の切替日における号給は、附則別表左欄に掲げる旧号給(切替日の前日においてその者が受けていた号給をいう。)に対応する同表新号給の欄に定める号給とする。

(令和8年3月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

4 令和8年3月に支給する期末手当については、第1条による改正後の条例第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の27.5」と、同条第3項中「100分の10」とあるのは「100分の12.5」とする。

5 令和8年3月に支給する勤勉手当については、第1条による改正後の条例第17条第1項中「15日」とあるのは「4箇月」と、同条第2項中「6月に支給する場合においては100分の118.75」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の2.5、6月に支給する場合においては100分の118.75」と、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の58.75」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の2.5、6月に支給する場合においては100分の58.75」とする。

(給与、期末手当及び勤勉手当の内払)

6 第1条の規定による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、期末手当及び勤勉手当は、第1条による改正後の条例の規定による給与、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

附則別表 略